

下水道科学館運營業務委託 長期継続

募集要項（公募型プロポーザル）

令和6年10月

大阪市建設局

1 案件名称

下水道科学館運営業務委託 長期継続

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

大阪市下水道科学館（以下、「科学館」という。）は、下水道の役割としくみ、大阪市（以下、「本市」という。）の下水道の特徴について、市民にわかりやすく伝え、下水道事業の啓発活動に寄与することを目的として平成7年4月に開設された施設である。

また、本市は平成24年4月に、国土交通省から「水・環境ソリューションハブ」（下水道技術の国際戦略拠点）構成地方公共団体としての認定を受け、科学館を拠点として、下水道に関わる海外の様々な課題に対して、官民の経験と技術を結集した最適な解決策と先進の技術を発信するとともに、産学官連携による技術開発を推進することにより、大阪・関西企業の海外展開を支援していくこととしている。

一方、科学館は施設の老朽化や展示物も陳腐化したことから、平成30年3月に一時休館し改修工事を行っている。

新たな科学館では「海外展開」「技術開発」「学習・研修」の3つの機能を持つ下水道に関する情報発信拠点とし、下水道が生活に欠かせないライフラインであることを認識し理解を深めてもらうためのPR施設として令和4年4月にリニューアルオープンした。

本業務は、施設維持管理、来館者対応等の接遇業務に加え、本市下水道のPR施設として情報発信や広報活動を戦略的に実施し、来館者の増加に向けた効果的なイベント等を定期的で開催するなど、科学館を最大限活用できる管理運営を行うことを目的として実施するものである。

具体的には、

- ① より多くの来館者を迎えるよう、企画に工夫を凝らした各種イベントの実施
- ② 情報発信・広報に工夫を凝らすなど、来館者の増加に向けた創意工夫
- ③ 来館者へのサービス向上や安全性の確保
の取り組みを求めるものである。

その目的を達成するため、受注者のもつ施設運営・情報発信に関するノウハウや、幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から企画提案を募集する。

(2) 業務内容

別紙「特記仕様書」のとおり

(3) 契約上限額（消費税及び地方消費税を含む）

金 260,023,500 円

令和6年度上限額 金 8,008,000 円

令和7年度上限額 金 87,854,800 円

令和8年度上限額 金 85,140,000 円

令和9年度上限額 金 79,020,700 円

※各年度の上限額には、1年あたり19,000千円の施設維持管理費用を含む（1年を12カ月として

各年度の月数に応じた額を含む)。

※ただし、本事業は、各年度の本市予算原案の議決を経てはじめて効力を発するものとし、本市の予算編成における事情変更等により、契約の全部または一部を解除する場合がある(各年度予算が変更された場合は、受注者と協議の上、契約の一部を変更して契約を締結する場合があります、原則として、受注者はこれに応じるものとする)。

なお、上記に伴い損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しない。

(4) 契約期間

令和7年3月1日から令和10年2月29日まで

(5) 履行場所

大阪市此花区高見1丁目2番53号 大阪市下水道科学館(地下1階～地上6階)

※【資料1】案内図、【資料2】平面図を参照

科学館の概要

竣工年月	平成7年3月
開館年月日	平成7年4月29日
建築面積	約560㎡
延床面積	約3,540㎡
建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上6階建
利用料金	無料
駐車場	約40台(普通車のみ)
建築物における衛生環境の確保に関する法律対象建築物	

<各フロアの構成>

6階	「レストスペース・撮影スポット」
5階	「海外展開・技術開発の紹介」、「多目的ホール」
4階	「学習展示(メイン展示)」
3階	「学習展示(導入シアター)」、「技術開発エリア」
2階	「事務室及び中央監視施設」
1階	「エントランス」、「会議室」
B1階	「下水道技術の展示」

※学習展示は小学4年生をメインターゲットとしたもの。

(6) 費用分担

本市は、大阪市下水道科学館運営業務委託契約に基づき業務委託料を負担し、当該業務委託料以外の費用は負担しない。当該業務委託料には、受注者が別紙「特記仕様書」記載の業務を遂行するにあたって必要となる費用が含まれるものとする。

3 応募資格

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人とする。また、一部業務の再委託は本市が認める範囲で可能とする。

応募者は以下の参加資格要件を参加申請時に満たしていなければならない、当該要件を満たしていない応募者の応募は認めないものとする。また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは当初から参加がなかったものとみなす。

公募型プロポーザル参加申出時において、次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和 4・5・6 年度 本市入札参加資格者名簿（物品供給等・業務委託）種目：「04 映画等製作・広告・催事、印刷」「03：催事」に登録している法人その他の団体等（以下、「法人等」という。）であること。
- (3) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 過去 10 年間（平成 26 年度以降）、国内の博物館、美術館及び科学館などの施設で、業務対象範囲の延べ床面積が 1000 ㎡以上の施設において、来館者対応に加えてイベント企画又は広報業務を実施した運営業務の元請による契約実績を有していること。
- (6) 国税又は地方税を滞納していないこと。

4 スケジュール（予定）

・公募開始	令和 6 年 10 月 16 日（水）
・質問受付締切	令和 6 年 11 月 5 日（火）
・質問に対する回答	令和 6 年 11 月 11 日（月）
・参加申請関係書類の提出期限	令和 6 年 11 月 18 日（月）
・参加資格決定通知および参加者番号交付	令和 6 年 11 月 20 日（水）
・企画提案書の提出期限	令和 6 年 11 月 22 日（金）
・プレゼンテーション	令和 6 年 12 月 2 日（月）
・選定結果通知	令和 6 年 12 月 10 日（火）

5 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和 6 年 10 月 16 日（火）～令和 6 年 11 月 5 日（火）17時30分まで（必着）

イ 受付方法

「【様式 1】質問書」により「11 提出先・問い合わせ先」に記載の電子メールアドレス宛てに送付すること。

なお、件名は「【質問：下水道科学館運営業務委託プロポーザル（会社名）】」とすること。

※電話や口頭及び郵送での質問、締め切り以降の質問は受け付けない。

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 6 年 11 月 11 日（月）（予定）に建設局のホームページに掲載する。

(2) 参加申請手続き及び参加資格結果通知

ア 受付期限

令和 6 年 11 月 18 日 (月) 17時30分まで

イ 提出書類

(ア) 【様式 2】 公募型プロポーザル参加申請書

(イ) 【様式 3】 公募型プロポーザル参加にかかる誓約書

(ウ) 【様式 4】 業務実績調書

(エ) 会社概要書 (様式自由)

業務内容などが記載されたもの。パンフレット等も可とする。

ウ 提出方法

持参のほか郵送 (宅配可) によること。

ただし、郵送 (宅配) の場合は配達までの過程の記録が確認できるものにする。

エ 参加資格審査結果通知・参加者番号の交付

すべての参加申請者に対し、令和 6 年 11 月 20 日 (水) (予定) に、【様式 2】に記載された担当者メールアドレスあてに通知する。

交付された参加者番号は、企画提案書等の全項の右上に「No.○」と付すこと。

6 企画提案書等の提出

企画提案書等はA 4 版とし、両面印刷にて作成すること。

(1) 提出書類

ア 提案書

(ア) 【様式 5】 本業務に対する考え方、概要計画

(イ) 【様式 6】 業務実施体制

(ウ) 【様式 7】 イベントの実施方針

(エ) 【様式 8】 大阪・関西万博の会場と連携して行う科学館のPRイベント

(オ) 【様式 9】 広報PR活動

(カ) 【様式10】 その他

イ 【様式 11】 類似・関連実績一覧表

ウ 見積書 (年間) (様式自由)

・可能な限り詳細な明細とすること。

・各年度の見積金額 (総額) を記載すること。

(2) 提案書等の提出部数

正本 (記名あり) 1 部と副本 15 部とする。副本については、マスキング等の処理により、事業者を特定できる箇所 (事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク・役職名・個人名等) の記載がないものとする。

また、副本のうち 14 部はステープラーを用いて製本し、残る 1 部についてはクリップで綴じるなど、製本されていない状態で提出すること。

(3) 提出期限

令和 6 年 11 月 22 日 (金) 17 時 30 分まで 必着

(4) 提出方法

持参のほか郵送 (宅配可) によること。

ただし、郵送 (宅配) の場合は配達までの過程の記録が確認できるものにする。

(5) その他

ア 提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

イ 提出後の提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。

ウ 提出書類の全頁の右肩に交付された参加者番号 (「No.〇」) を付すこと。

7 プレゼンテーション

企画提案に関する書類を提出した事業者ごとに企画のプレゼンテーションを行う、
なお、プレゼンテーションに出席しない場合は、応募を辞退したものとみなす。

(1) 実施日時・実施場所 (予定)

日付：令和 6 年 12 月 2 日 (月)

場所：大阪市建設局 会議室

※参加者数により実施日が複数日になることがある。

(2) 内容・方法

企画提案書のみを使用し、企画提案について口頭にて説明を行うこと。

プレゼンテーションでは、提出した企画提案書以外のものは使用できない。

参加人数は 1 者あたり 3 名以内とする。

※時間の詳細は、事前に連絡する。

8 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、「別紙 提案書審査基準」により、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、学識経験者等で構成する選定会議の意見を受けて選定する。

イ 選定会議では、審査基準に沿って提案書類及びプレゼンテーションの審査を行う。

ウ 選定委員 1 名あたりの評価点は 100 点とし、選定委員の評価点の平均が 60 点に満たない場合、
または審査項目の各審査基準に 1 つでも 0 点がある場合は、受託予定者として選定しないこととする。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、以下の順により決定する。

順位(1)「実施体制」の得点が高い者を受託予定者とする。

(2)「実施体制」の得点と同じ場合は、「イベントの実施」の得点が高い者を受託予定者とする。

(3) 「イベントの実施」の得点も同じ場合は「広報の実施」の得点が高い者を受託予定者とする。

(4) 「広報の実施」の得点も同じ場合は「経済性」の得点が高い者を受託予定者とする。

(5) (4)において、なお複数ある場合は、くじ引きにより決定する。

オ 参加者が1者であっても選定会議にて審査を行う。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

カ 年度ごとの見積金額が各年度の契約上限額を上回ること

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後、速やかにすべての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

9 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、特記仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。なお、検査は各年度3月31日までに実施し、契約最終年度は契約期間内に実施する。

(3) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(4) 再委託について

ア 受注者は委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等については、再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、文書作成編集作業、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にし
ておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければなら
ない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、
又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であって
はならない。

(5) 事前準備について

ア 契約締結後速やかに業務開始するため、受託予定者決定後 14 日以内に本市及び受託予定者の
調整により仕様内容を確定したうえで、受託予定者は前受託事業者からの引継ぎを受け、受
付担当者の訓練、業務開始直後のイベントの企画及び準備、事務に必要な環境の整備等を行
い、令和 7 年 3 月 1 日より業務が開始できるようにすること。

イ 事前準備期間中に科学館へ立ち入る必要が生じた場合は、本市と日程調整したうえで本市職
員の立会いのもと行うものとする。

ウ 事前準備期間に係る費用については、受託予定事業者の負担によるものとする。

エ 上記ア及びイに定める事項について疑義を生じたときは、別途、本市及び受託予定者が協議
して定めるものとする。

(6) その他

ア 原則として、提案した事業内容を実施しなければならないが、発注者との協議により修正す
る場合がある。

イ 契約締結後、当初契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく
入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

10 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 参加申請書及びその他必要書類、企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費
用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非
公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ 提出された参加申請書及びその他必要書類、企画提案書は返却しない。

エ 提出された参加申請書及びその他必要書類、企画提案書は審査・業者選定の用以外に応募者に
無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）

オ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排
除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

カ 本業務のための新たに作成された、イラスト、デザイン等の著作権は発注者に帰属する。ただ
し、成果品に受注者または他者が既に著作権を保有しているもの（以下「著作物」という。）が
組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、受注者または他者に帰属するものとする。こ
の場合、受注者または他者は発注者に対し、当該成果品を発注者が使用するために必要な範囲

で、著作権法に基づく利用を無償で承諾するものとする。

- キ 本成果品にかかる著作権（上映、頒布、貸与、複製、公衆送信及び二次利用権を含む）は発注者に帰属する。
- ク 本プロポーザルは、受注候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、当局と協議を行い策定した仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容に沿うものではない。
- ケ 企画提案書の提出は、1者につき1案のみとする。
- コ 科学館の事業目的の趣旨に照らして受注者による効果的・効率的な施設の運営を継続することが適当でないとき、委託期間の満了を待たずに契約を解除することがある。
- サ 本事業受注者として選定されたものは、契約締結等の手続き及び事業実施に向けた協議に応じることとし、その間の費用は受注者の負担とする。

(2) その他

契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

1.1 提出先・問い合わせ先

〒559 - 0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

大阪市建設局下水道部調整課（担当：中川・笹部）

電話 06-6615-7586

メールアドレス：la0086@city.osaka.lg.jp

受付時間：土日、祝日を除く9時00分から17時30分までとする。